

大宮岳稜会会則

(名称)

第1条 本会は大宮岳稜会と称する。

(本部)

第2条 本会は本部を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 本会は山岳登山を目的とし、会員相互の親睦と協力により、その研究と実践を行う。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、下記の事業を行う。

- (1) 岳人としての必要な知識習得と登山技術の研究と実践。
- (2) 定例山行の実施。
- (3) 定例集会、登山技術講習会、山行反省会及び会員相互の親睦。
- (4) 山行報告書のホームページへの保管と友好団体との交流。
- (5) その他目的達成のための事業。

(組織)

第5条 本会は次の組織により運営する。

- 名誉会長 --- 名誉職とし、会務には携わらない。
- 会長 --- 会を代表し、会務の統制を行う。
- 副会長 --- 会長を補佐する。部長を兼任することができる。
- 総務部 --- 定例集会や会員の管理等、会の総括的な運営を行う。
- 会計部 --- 会の会計事務を行う。山岳保険の管理業務を行う。
- 器具部 --- 会所有の器具の管理と購入を行う。
- ネット管理部 --- ホームページ及びメーリングリストの管理更新業務を行う。会員の山行記録をホームページに掲載保管する。
- 指導部 --- 年度の定例山行計画の立案。個人山行・定例山行の管理。訓練山行計画の立案と実施管理を行う。会員の登山技術・知識向上のための講習会を行う。
- 渉外部 --- 県岳連ほか外部団体等との渉外及び、自然保護活動に関する事項を行う。
- 新人担当部 --- 入会問合せ窓口と、会員募集広告及び新会員の机上登山技術基礎教育並びに新会員の歓迎山行の立案実施を行う。
- 運営委員会 --- 部門のみで対応できない事項を協議し、役員会に提案する。
- 監事 --- 会の会計監査を行う。

(役員)

第6条 本会は前条の組織運営のため次の役員を置く。

会 長--- 1名

副会長--- 1名

部 長--- 7名

(役員会)

第7条 役員会は前条の会長・副会長・部長によって構成し、総会決議事項を除く会の重要事項の企画立案・決定および運営委員会からの提案事項の検討・決定を行う。招集は会長が行う。

(選 任)

第8条 会長・副会長・部長・監事は総会で選任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

名誉会長は、会に功績のあった人から会長が選任する。任期は定めない。

(部 長)

第9条 部長は、担当部門の業務推進を図るため、若干名の部員を選任することができる。

また、必要に応じ部内打ち合わせを行い、部門のスムーズな運営を図る。

役員会に部長欠席の場合は部員から代理者を出席させることができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は会長が指名する委員で構成し、会務は会長が兼任する。

(監 事)

第11条 監事は自己の判断により役員会に出席することができる。

(総 会)

第12条 定時総会は、毎年4月上旬の定例集会時に行う。

(1) 総会は会員の二分の一以上の出席（委任状含む）を必要とする。

(2) 総会欠席者は委任状を提出しなければならない。

(3) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(決 議)

第13条 総会での決議・承認事項。

(1) 年間事業報告。

(2) 年間会計報告。

(3) 事業計画（定例山行計画等）と予算計画。

(4) 役員・監事の選任。

(5) 会則の変更。

(6) その他役員会で必要と認められた事項。

(採 決)

第14条 総会の議長は総務部長が行い、議案は出席者（委任状含む）の多数をもって採決する。

(定例山行)

第15条 定例山行の計画と実施。

- (1) 定例山行は、年間定例山行計画に基づいて、月2回程度実施する。
- (2) 年間定例山行計画の山名とその山行プランナーは、指導部が会員の意向を尊重し計画を作成し、総会に諮り決定する。
- (3) 計画変更の場合は、定例集会において協議し変更する。
- (4) プランナーは、山行計画書を指導部長に提出する。
- (5) 山行リーダー及び諸担当は参加者の相談で決め、指導部の承認を得る。
- (6) 非会員の定例山行参加は認めない。

(集会)

第16条 定例集会の開催。

定例集会は原則として毎月1回以上開催し、活動報告、山行計画・山行報告等を発表する。また、各種講習会も行う。司会は総務部長が行う。

(入会資格)

第17条 会員の入会資格。

- (1) 山や自然が大好きで、健康で活動できる人。
- (2) 埼玉県及び近県に在住し、原則として定例集会に出席できる人。
- (3) 年齢・性別・国籍は問わないが、山岳登山に対し積極的な人。
- (4) 職域及び学校山岳部を除き、他の山岳会に所属していない人。

(義務)

第18条 会員の義務。

- (1) 第3条の目的を理解し、会則を遵守すること。
- (2) 各部門からの要請事項には速やかに返答すること。
- (3) 個人山行は、指導部長の承認を得ること。
山行計画書を事前に指導部長に提出する。やむを得ない場合にも必ずメールで連絡すること。この場合は、日帰り山行に限る。
届出なき個人山行の事故については、原則として会は責任を負わない。
- (4) 会費及びその他の必要費用を納入すること。
- (5) 会が運営するメーリングリストに加入すること。
- (6) 定例集会・各種講習会・定例山行等に積極的に参加すること。
- (7) 定例山行のリーダーや諸担当を積極的に受け務めること。
- (8) 山行報告書作成指名を受けた人は、山行後一週間以内に報告書をネット管理部に提出すること。
- (9) 山行リーダーは、山行終了後速やかに下山した旨を指導部長に連絡すること。また、個人山行においても同部長に連絡すること。
- (10) 新会員は、新会員机上研修会及び新人歓迎山行に参加すること。
- (11) 車免許所持者は、自家用車使用山行時の運転交代に備えて、免許証を持参すること。

(退会勧告)

第19条 会員は、第18条の義務を果たさない場合、役員会の協議により退会勧告を受けることがある。

(除名)

第20条 会則を著しく違反した会員は、役員会の協議により除名となる。会長はこれを会員に報告する。

(休会・退会)

第21条 休会・退会する場合は、休会・退会14日前までに所定の休会届・退会届を会長に提出する。

ただし、近い将来復帰の意思がある休会会員は、会友会に在籍するものとする。

(経費)

第22条 本会の運営経費は、会費、入会金、及び寄付金をもってあてる。

(会費)

第23条 本会の入会金、会費は次の通りとする。

(1) 入会金-----1,000円 (2) 年会費-----4,800円

(会費分納・返却)

第24条 年会費は6ヶ月の分納ができる。

年度途中入会者は、1ヶ月400円を9月または3月までの月数計算による会費と入会費を納入する。

また、本会を休会または退会した会員の当年度前納分会費は、申請により返却を受けることができる。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(遭難対策委員会)

第26条 遭難対策委員会の設置。

- (1) 万一の事故発生に備え、年度当初に遭難対策委員会を設置する。
- (2) 遭難対策委員会は、委員長・副委員長・対策委員で構成する。
- (3) 委員長は会長がつとめ、副委員長は役員の中から会長が選任する。
- (4) 対策委員は役員会で決める。

(遭難対応)

第27条 遭難事故対応は、遭難対策委員会が中心となり救助活動等対策を行うが、会員全員が一致協力すること。

- (1) 遭難者及び現場確認。
- (2) 救助隊の編成と活動。
- (3) 緊急連絡所、連絡網の設置及び緊急集会の開催。
- (4) 関係者への報告。
- (5) 会計の処理。

(6) 報告書の作成と発行。

※ 遭難対策要項は別に定める。

(救助費用)

第 28 条 救助費用はすべて当事者の個人負担とする。

(非会員対応)

第 29 条 同行した非会員が遭難した時の対応は細則で定める。

(山岳保険)

第 30 条 山岳保険への強制加入。

遭難事故発生の際、家族及び本会の負担を可能な限り軽減するため会員は入会后、速やかに本会規定の山岳保険に加入し、毎年更新しなければならない。加入する保険の内容については、原則として会が選定する保険型から選ぶ。

(器具貸出)

第 31 条 会所有の器具貸出しは、器具部長の承認を得るものとする。

また、貸出し器具は、借りた日から 2 週間以内に返却する。

なお、器具の貸出しが重複する場合は、定例山行を優先する。

(器具紛失)

第 32 条 個人山行において、会所有器具の紛失及び破損については次の通りとする。

(1) 紛失した時は、紛失器具の再購入にかかる費用のうち、減価償却を考慮した額の半額を借用人が負担する。

(2) 破損した時は、その箇所の修繕にかかる費用のうち半額を借用人が負担する。

(3) 減価償却を考慮した額は、役員会で協議決定する。

(自家用車使用)

第 33 条 自家用車使用の費用負担は細則で定める。

(慶弔金等)

第 34 条 慶弔見舞金は細則で定める。

(その他の事項)

第 35 条 本会則に定めていない事項は、役員会で協議し対処する。

(会友会)

第 36 条 本会を退会した人と休会を希望した人とで作る「会友会」があり、本人の意思により入会することができる。会友会会則は別に定める。

(所 属)

第 37 条 本会は、昭和 45 年 10 月 1 日を以って埼玉県山岳・スポーツライミング協会公認加盟団体となり、以後会員は自動的に日本山岳・スポーツライミング協会会員となる。

(改 定)

第 38 条 本会則の改定は、総会において出席者（委任状含む）の三分の二以上の

賛成を必要とする。

(施行)

第39条 この会則は、条項の一部を改定し令和2年5月16日より施行する。

細 則

(自家用車使用)

第1条 会則33条の自家用車使用について次の通り定める。

- (1) 自家用車提供者の、車の減価償却費及び維持費の一部負担として、同乗者は走行1Kmにつき1人あたり5円を車提供者に支払う。
ただし、自家用車1台あたり1,500円を下限とし、同乗者1人あたり5,000円を上限とする。
- (2) 使用した車種にかかわらず、走行距離数から算出された時価の燃料費は山行参加者全員で分担する。
- (3) 提供車両が複数の場合の燃料費算出の計算は、もっとも燃費の悪い車を基準とする。
- (4) 事故発生の責任は、役員会で協議する。

(修理費用)

第2条 会員が2名以上参加の山行において、自家用車を利用し、事故等により修理を要した場合、その費用を25,000円を限度として会が負担する。

(慶弔金等)

第3条 会則34条の会員の慶弔見舞金を次の通り定める。

- (1) 会員の死亡----10,000円と弔電及び献花
- (2) 会員の結婚----10,000円と祝電
- (3) 会員の病気(2週間以上入院)---5,000円
- (4) 会員家族(実父、実母、妻、夫、子)の死亡---5,000円
- (5) 会員の子誕生 ---3,000円

(非会員の遭難)

第4条 会則29条の同行非会員の遭難について次の通り定める。

遭難救助並びに遭難後の諸事項の処理は、原則として同行した会員がこれにあたる。ただし、状況に応じて遭難対策委員会が協議し対応する。

(施行)

第5条 この細則は、条項の一部を改定し、平成28年4月5日より施行する。

会友会会則

会則第 36 条により定める。

(目的)

第 1 条 この会は会友会と称し、会員の親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第 2 条 大宮岳稜会総務部に事務局担当者を置く。

(入会資格)

第 3 条 大宮岳稜会を休会する人、または退会する人とする。

退会者は、退会届提出時に意思表示する。

(入会期間)

第 4 条 入会期間は 1 期 3 ヶ年とし、本人の希望により継続入会することができる。

ただし、大宮岳稜会会員在籍期間が 10 年以上の会員は、永久会友会会員として入会期間を制限しない。

(会員の権利)

第 5 条 会友会会員は、会友会メーリングリストに加入し、大宮岳稜会が発信する例会通信などの情報を受けとることができる。

また、大宮岳稜会主催の懇親会等に参加することができる。

(会費)

第 6 条 会費は入会時 1 期 3 ヶ年分 1,200 円を支払う。

期中に退会しても返金はしない。

永久会友会会員の会費は免除する。

(退会)

第 7 条 会友会を退会する場合は、退会 1 4 日前までに退会届を大宮岳稜会の会長に提出する。

(会員復帰)

第 8 条 休会会員が大宮岳稜会に復帰する場合は、再入会申込書を大宮岳稜会の会長に提出する。大宮岳稜会の入会金は免除される。

(退会勧告)

第 9 条 会友会会費未納の会員は、事務局から退会勧告を受けることがある。

(その他の事項)

第 10 条 その他の事項は、事務局と会友会会員の協議による。

(施行)

第 11 条 この会則は、条項の一部を改定し、平成 30 年 4 月 3 日より施行する。